

議案第19号

平成30年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 97事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 12,592,500立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 34,500立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|---------------|-----------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | 560,138千円 |
| 第1項 営業収益 | 388,301千円 |
| 第2項 営業外収益 | 171,837千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 工業用水道事業費 | 797,041千円 |
| 第1項 営業費用 | 674,584千円 |
| 第2項 営業外費用 | 122,457千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額199,536千円は、過年度分損益勘定留保資金177,578千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,958千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 604,701千円

第1項 企業債 296,400千円

第2項 出資金 308,301千円

支 出

第1款 資本的支出 804,237千円

第1項 建設改良費 296,442千円

第2項 企業債償還金 507,795千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|----------------------|-------|
| 財務会計システム更新事業 (企業債) | 平成31年度から 平成35年度まで | 465千円 |

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------------|---------------|--|---------------------------------------|---|
| 工業用水道事業費に充当 | 千円 296,400 | 証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の | 10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを | 借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又 |

| | | | | |
|--|--|------------------------------------|-----------------------------|--|
| | | <p>全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p> | <p>行った後においては、当該見直し後の利率)</p> | <p>は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。</p> |
| <p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、296,400千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 22,881千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 311千円</p> <p>(2) 職員の児童手当に要する経費 336千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> | | | | |

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

平成30年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治